

岡崎市内部公益通報に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第11条の規定に基づき、職員等及び委託先事業者の役職員等からの通報等に対応する仕組みを整備し運用することにより、通報等をした者及び調査協力者（以下「通報等をした者等」という。）を保護するとともに、組織の自浄作用の向上に寄与することにより法令遵守を図り、もって市民の信頼を確保するため、市が講じるべき措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 市の職にある者及び市を派遣先とする派遣労働者

イ アであった者で退職後1年以内のもの

(2) 委託先事業者の役職員等 次に掲げる者をいう。

ア 市の事務又は事業を市以外の者に委託し又は請け負わせている事業者並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項により公の施設の管理を同項に規定する指定管理者に行わせている事業者の役員及びその従業員

イ アであった者で退職後1年以内のもの

(3) 通報対象事実 法第2条第3項各号に定める事実をいう。

(4) 通報等 通報（通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると料して、その旨を知らせることをいう。以下同じ。）及び相談（内部公益通報に先立ち又は関連して必要な助言を受けることをいう。以下同じ。）をいう。

(5) 内部公益通報 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることを通報窓口又は職制上の上司（直接に指揮監督を行う地位にある者であることを要しない。）に通報することをいう。

(6) 通報窓口 組織内に設置した、利用対象者が通報等をするための窓口をいう。

(7) 利用対象者 通報窓口を利用することができる者のことであり、職員等及び委

託先事業者の役職員等をいう。

- (8) 対象事案 通報窓口に対して内部公益通報された事案をいう。
- (9) 通報対応業務 通報等を受け、並びに対象事案を調査し、及び対象事案の是正措置等を検討・実行する業務をいう。
- (10) 通報窓口担当者 通報窓口において通報等を受け付ける者をいう。
- (11) 調査担当者 対象事案の調査に関与する者をいう。
- (12) 通報等をした者を特定させる事項 通報等をした者又は調査協力者が誰であるか認識することができる事項をいう。
- (13) 従事者 通報窓口において受け付ける内部公益通報に関して通報対応業務を行う者であり、かつ、通報等をした者を特定させる事項を伝達される者をいう。
- (14) 調査協力者 対象事案に関する調査に協力した者をいう。
- (15) 被通報者 通報対象事実を生じさせた、生じさせている又は生じさせようとしているとして通報された者をいう。
- (16) 範囲外共有 通報等をした者を特定させる事項を必要最小限度の範囲を超えて共有する行為をいう。
- (17) 通報等をした者等の探索 通報等をした者等を特定しようとする行為をいう。
- (18) 処分等 懲戒処分、口頭での指導や注意を含め、市が行うことができる一切の措置をいう。
- (19) 不利益な取扱い 通報等をしたこと又は対象事案に関する調査に協力したことを理由とする市、職員等、委託先事業者又は委託先事業者の役職員等からの、懲戒処分その他の不利益な取扱いをいう。
- (20) 発生部署 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている部署をいう。
- (21) 是正措置等 是正に必要な措置及び再発防止策をいう。

(内部公益通報の体制整備)

第3条 市は、職員等及び委託先事業者の役職員等からの通報等に対応する仕組みを整備し、通報対応業務を統括する通報対応責任者を置くこととし、総務部長をもってこれに充てる。

2 通報対応責任者は、通報対応業務を適切に行うため、次の各号に掲げる内部公益通報対応体制を整備し、運用する。

- (1) 通報窓口の設置をすること。
- (2) 対象事案が、市長その他市幹部職員に関係する場合、これらの者からの独立性を確保する措置をとること。
- (3) 通報窓口において、通報により調査中の対象事案と同種案件であるもの、既に対象事案に関する調査又は是正措置等がとられ解決済みであるもの、内部公益通報をした者と連絡が取れず事実確認が取れないもの等、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施すること。
- (4) 前号の調査の結果、対象事案について通報対象事実が明らかになった場合、是正措置等をとること。
- (5) 前号の是正措置等をとった後、当該是正措置等が適切に機能しているかを確認し機能していない場合、改めて是正措置等をとること。
- (6) 通報対応業務において利益相反を排除すること。
- (7) 不利益な取扱いが行われることを防止すること。
- (8) 範囲外共有を防止すること。
- (9) 通報等をした者等の探索を行うことを防止すること。
- (10) 法及び内部公益通報対応体制について、職員等及び委託先事業者の役職員等に対して周知・教育を行うこと。
- (11) 従事者に対しては、通報等をした者を特定させる事項の取扱いについて特に十分な教育を行うこと。
- (12) 通報窓口は、利用対象者から寄せられる内部公益通報及び相談に対応すること。
- (13) 通報窓口において、文書による内部公益通報を受け付けた場合、当該内部公益通報に係る通報対象事実の中止その他是正に必要な措置をとったときはその旨を、当該内部公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、当該内部公益通報をした者に対し、速やかに通知すること。
- (14) 通報窓口寄せられた内部公益通報への対応に関する記録を作成し、適切な期間保管すること。
- (15) 内部公益通報対応体制の定期的な評価・点検を実施し、必要に応じて内部公益通報対応体制の改善を行うこと。

(16) 通報窓口寄せられた内部公益通報に関する運用実績の概要を適切な業務の遂行及び利害関係人の秘密、名誉、プライバシー等の保護に支障のない範囲において利用対象者に開示すること。

3 通報対応責任者は、前項に規定する事務を総務部人事課に行わせることができる。
(通報窓口)

第4条 市において通報等を受け付けるため、通報窓口を設置し、総務部人事課の担当者（人事課長、人事課副課長及び人事係の職員（再任用職員及び会計年度任用職員を除く。）をいう。）を通報窓口担当者として定め、通報等の受付を担当させ、通報対応責任者がこれを統括する。

2 前項に定める通報窓口担当者であって通報等をした者を特定させる事項を伝達される者は、従事者として指定される。

3 第7条第3項に定める調査担当者及び同条第2項に定める外部弁護士等であって通報等をした者を特定させる事項を伝達される者は、従事者として指定される。

4 第8条第3項に定める対象事案の是正措置等を検討又は実行する者及び同条第4項に定める外部弁護士等であって通報等をした者を特定させる事項を伝達される者は、従事者として指定される。

5 通報対応責任者は、前3項の規定により指定される従事者に対し、従事者の地位に就くことが当該者自身に明らかとなる方法により伝達する。

(通報窓口の利用方法)

第5条 利用対象者は、通報窓口に対し、次の各号に定める事項を、電子メール、郵送、電話又は面談の方法により知らせることで、内部公益通報をすることができる。

(1) 通報対象事実の内容

(2) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

(情報を共有する者の範囲)

第6条 通報等をした者を特定させる事項は、通報対応責任者及び通報窓口担当者に限り共有するものとし、当該通報等をした者があらかじめ明示的に同意した場合又はその他正当な理由がない限り、当該範囲を超えて共有しない。

2 対象事案に関する調査により得られた情報のうち調査協力者を特定させる事項は、通報対応責任者及び調査担当者に限り共有する。ただし、当該調査協力者があら

かじめ明示的に同意した場合又はその他正当な理由がある場合は、この限りではない。

3 市は、前2項に違反した者に対して適切な処分等を付すことがある。

(調査)

第7条 通報対応責任者は、通報の調査を統括し、通報により調査中の対象事案と同種案件であるもの、既に対象事案に関する調査又は是正措置等がとられ解決済みであるもの、内部公益通報をした者と連絡が取れず事実確認が取れないもの等、正当な理由がある場合を除いて、直ちに必要な調査を実施する。

2 通報対応責任者は、市長その他市幹部職員が関与する通報対象事実が明らかになった場合、調査に関する独立性を確保するため、必要に応じて、外部弁護士等のモニタリングを受けながら調査する。

3 通報対応責任者は、対象事案について、通報窓口担当者又は発生部署で法令等遵守について担当する者（以下「法令等遵守担当者」という。）その他通報対応責任者が必要と認める者を調査担当者として定め、調査を担当させる。

(是正措置等)

第8条 調査担当者は、調査の結果通報対象事実が明らかとなった場合、その旨を通報対応責任者に報告する。

2 通報対応責任者は、対象事案の是正措置等の検討及び実行を統括し、前項による報告を受けたときは、速やかに自ら又は第三者をして是正措置等の検討及び実行をする。

3 通報対応責任者は、通報窓口担当者又は発生部署の法令等遵守担当者その他通報対応責任者が必要と認める者を対象事案の是正措置等を検討又は実行する者として定め、是正措置等の検討又は実行を担当させることができる。

4 通報対応責任者は、市長その他市幹部職員が関与する通報対象事実が明らかになった場合、是正措置等の検討及び実行に関する独立性を確保するため、必要に応じて、外部弁護士等のモニタリングを受けながら是正措置等を検討及び実行する。

5 通報対応責任者は、通報対象事実の是正措置等が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合、追加の是正措置等を講ずる。

(処分等)

第9条 第7条による調査の結果、通報対象事実が明らかになった場合には、市は、当該通報対象事実に関与した者に対して適切な処分等を付すことがある。

(記録)

第10条 通報対応責任者は、通報窓口に寄せられた内部公益通報への対応に関する記録を作成し、少なくとも対応終了後10年間、保管する。

(協力義務)

第11条 職員等及び委託先事業者の役職員等は、通報対応責任者が行う調査に協力する。

2 職員等及び委託先事業者の役職員等は、調査を受ける場合には、これに誠実に応じなければならない、虚偽を述べてはならない。

3 前2項に違反した職員等及び委託先事業者の役職員等に対して適切な処分等を付すことがある。

(通報等をした者等の保護)

第12条 市、職員等及び委託先事業者の役職員等は、通報等をした者に対して、通報等をしたことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

2 職員等及び委託先事業者の役職員等は、調査協力者に対して、対象事案に関する調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

3 市は、第1項又は前項に違反した者に対して適切な処分等を付すことがある。

4 第1項又は第2項に定める不利益な取扱いが行われた場合には、市は、当該不利益な取扱いを受けた者に対して適切な救済及び回復のための措置を講ずる。

(通報等をした者等の探索の禁止)

第13条 職員等及び委託先事業者の役職員等は、通報等をした者等の探索をしてはならない。

2 市は、前項に違反した者に対して適切な処分等を付すことがある。

(秘密保持)

第14条 職員等及び委託先事業者の役職員等は、本要綱に定める場合のほか、法令（法律、法律に基づく命令、市の条例、規則その他の規程をいう。次項及び第23条において同じ。）に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。

2 職員等及び委託先事業者の役職員等は、本要綱に定める場合のほか、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を目的外に使用してはならない。

3 前2項に違反する行為が行われた場合には、市は、当該違反者に対して適切な処分等を付すことがある。

(利益相反の排除)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合、対象事案の通報窓口担当者、調査担当者若しくは第7条第2項に定める外部弁護士等又は是正措置等の検討若しくは実行に関与する者若しくは第8条第4項に定める外部弁護士等となることができない。

(1) 通報対象事実の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者

(2) 内部公益通報をした者又は被通報者と親族関係にある者

(3) 公正な対象事案に関する調査や通報対象事実の是正措置等の検討又は実施を阻害しうる者

2 通報窓口担当者は、自らが前項各号のいずれかに該当する内部公益通報を受け付けた場合、他の通報窓口担当者に引き継ぐ。

3 調査担当者若しくは第7条第2項に定める外部弁護士等又は是正措置等の検討若しくは実行に関与する者若しくは第8条第4項に定める外部弁護士等は、それぞれ業務に着手する時点で、第1項各号のいずれにも該当しないことを確認し、そのいずれかに該当する場合、通報対応責任者に報告する。

4 前項の報告を受けた通報対応責任者は、前項の報告をした者を対象事案に関与させてはならない。

5 市は、第1項各号のいずれかに該当することを報告することなく通報対応業務に関与した者に対し、処分等を付すことがある。

(通知等)

第16条 通報対応責任者は、内部公益通報をした者の連絡先の分からない場合等、正当な理由がある場合を除いて、当該者に対して、当該内部公益通報を受け付けた旨を、当該内部公益通報の日から20日以内に通知しなければならない。

2 通報対応責任者は、内部公益通報をした者の連絡先の分からない場合等、正当な理由がある場合を除いて、当該者に対して、対象事案に関する調査の結果及び是正

措置等について、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、速やかに通知しなければならない。

- 3 通報窓口担当者は、内部公益通報をした者の連絡先の分からない場合等、正当な理由がある場合を除いて、対象事案に関する調査開始後更正措置完了までの間、必要に応じて、第12条第1項に規定する不利益な取扱いを受けていないか確認をする。
- 4 調査担当者は、正当な理由がある場合を除いて、調査協力者に対して、対象事案に関する調査開始後更正措置完了までの間、必要に応じて、第12条第2項により禁止される不利益な取扱いを受けていないか確認をする。

(職制上の上司への通報)

第17条 職員等は、職制上の上司（市を派遣先とする派遣労働者における派遣元の上司を除く。）に対して内部公益通報をすることができる。

- 2 前項の内部公益通報を受けた者は、通報等をした者の事案の内容等に応じて、内部公益通報をした者の意向も踏まえつつ通報窓口担当者に通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしている旨を伝える、又は内部公益通報をした者の秘密に配慮しつつ自ら事実確認を行い是正する、自らの上長等に対して当該内部公益通報に係る事実を伝える、調査を担当する部署等に情報共有する等の方法により、調査や是正に必要な措置を速やかに実施するなど、必要な措置を講ずる。
- 3 職制上の上司への通報も、内部公益通報として次の各号のとおり保護する。
 - (1) 市、職員等、委託先事業者及び委託先事業者の役職員等は、職制上の上司に対して内部公益通報をした者に対して、内部公益通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。
 - (2) 職員等及び委託先事業者の役職員等は、内部公益通報をした者を特定させる事項を範囲外共有してはならない。
 - (3) 職員等及び委託先事業者の役職員等は、職制上の上司へ内部公益通報をした者を特定しようとしてはならない。
- 4 市は、前項に違反する行為が行われた場合、当該違反者に対して適切な処分等を付すことがある。

(法第3条2号又は3号通報を行った者の保護等)

第18条 市、職員等、委託先事業者及び委託先事業者の役職員等は、法第3条第2号

及び第3号に定める保護要件を満たす公益通報をした者に対して、当該通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

2 職員等及び委託先事業者の役職員等は、前項に定める公益通報をした者を特定させる事項を範囲外共有してはならない。

3 職員等及び委託先事業者の役職員等は、第1項に定める公益通報をした者を特定しようとしてはならない。

4 市は、前3項に違反する行為が行われた場合、当該違反者に対して適切な処分等を付すことがある。

(不正の目的による通報等の禁止)

第19条 職員等及び委託先事業者の役職員等は、虚偽の通報等や、他人を誹謗中傷する目的の通報等その他の不正の目的の通報等をしてはならない。

2 市は、前項に違反している可能性が高いと認められる場合には、前項の違反の有無を調査した上で、当該違反者に対して適切な処分等を付すことがある。

(留意事項)

第20条 通報等をした者は、通報等をした情報が拡散することにより自らが不利益な取扱いを受ける可能性が高いことに鑑み、当該情報の管理に留意する。

2 調査協力者は、調査に関する情報が拡散することにより自ら及び通報等をした者が不利益な取扱いを受ける可能性が高いことに鑑み、当該情報の管理に留意する。

(周知・教育)

第21条 通報対応責任者は、個人情報等の保護に配慮した上で、通報窓口の運用実績について職員等及び委託先事業者の役職員等に対して周知する。

2 通報対応責任者は、市長その他幹部職員を含む全ての職員等及び委託先事業者の役職員等に対して、定期的に法及び内部公益通報対応体制に関する周知又は教育を行う。

3 通報対応責任者は、通報窓口担当者に対して、本要綱の適切な運用を確保するため、定期的に教育及び研修を行うこととし、通報等をした者を特定させる事項の取扱いについて特に十分な教育を行う。

4 通報対応責任者は、通報窓口担当者以外の従事者として指定する者に対して、本要綱の適切な運用を確保するための教育を行うこととし、通報等をした者を特定さ

せる事項の取扱いについて特に十分な教育を行う。

(本要綱に基づく体制の整備、運用及び改善等)

第22条 通報対応責任者は、利用対象者の利便性を高めるため、本要綱に基づく体制の整備、運用及びその改善に努める。

2 通報対応責任者は、市長に対して、本要綱に基づく体制の整備及び運用状況等について定期的に報告する。

3 通報対応責任者は、本要綱に基づく体制の整備及び運用状況等について、定期的に評価、点検等を行い、必要に応じて改善策を講ずる。

4 通報対応責任者は、通報窓口に寄せられた内部公益通報に関する運用実績の概要を適切な業務の遂行及び利害関係人の秘密、名誉、プライバシー等の保護に支障のない範囲において、各年度の終了後、速やかに公表する。

(内部公益通報以外の法令違反行為等の通報等に対する準用)

第23条 内部公益通報以外の市及び職員等の職務の執行に係る法令に違反する行為及びその他不適正な行為の通報窓口への通報等については、内部公益通報の例に準じて取り扱うものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。